

対象を
中間所得層まで
拡大!!

就学援助制度

未来まなび応援金



お子さまの小・中学校就学に
必要な費用をサポートします。

<所得要件あり>

詳しくは中面をご覧ください▶

就学援助制度

未来まなび応援金とは？

給食費や学用品費など、お子さまの学校生活にかかる費用をサポートする制度です。

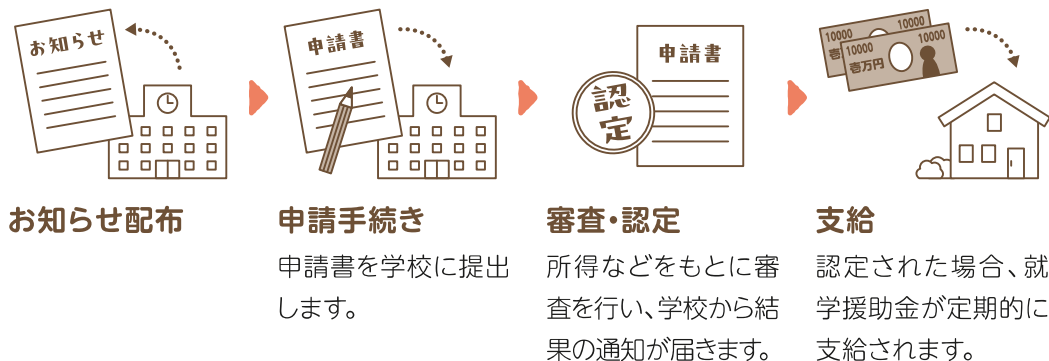
利用を希望される方は、次ページ以降をお読みいただき、申請してください。

なお、名古屋市では所得基準額を当面の間引き上げ、中間所得層まで対象を拡大しております。

目次

1 認定対象	P.2
2 認定期間	P.4
3 注意事項・その他	P.4
4 支給内容及び支給時期	P.5
5 提出書類	P.5
6 提出方法・提出期限	P.6
7 審査結果のお知らせ	P.6
・記載例	P.7

申請から支給までの流れ



(3) 世帯および所得計算の考え方

※就学援助での「世帯」とは、同じ家に住んでいる方すべてをいいます。祖父母等で生計や住民票を別にしていても、同じ家に住んでいる方は同一世帯とみなします。なお、単身赴任などにより、同じ家には住んでいないが、親権者である方も同一世帯に含みます。

※令和6年1月～12月に海外在住していた期間を有する世帯員がいる場合も給与明細等を提出いただく必要があるため、学校にご相談ください。

○下記〈例〉の世帯および所得計算の考え方

①世帯の考え方

- ・単身赴任により、父は別居中であるが子の保護者として養育義務があるため、必ず世帯に含める。
 - ・祖父母は生計や住民票を別をしているが、同じ家に住んでいるため世帯に含める。
- 以上の点より、父、母、子、祖父、祖母を同一世帯とし、5人世帯となります。

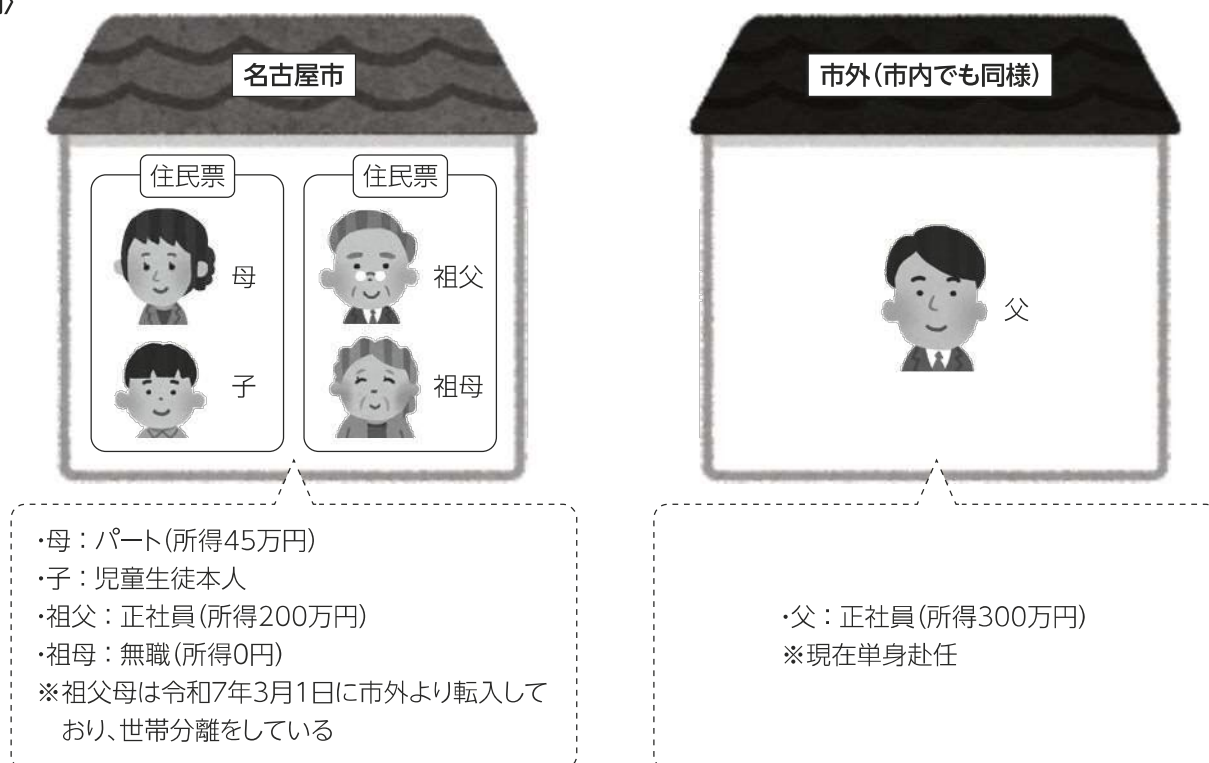
②所得計算の考え方

- ・各世帯員の所得から10万円差し引いた金額の世帯員全員分の合計額と所得基準額を比較する。
- ・母、祖母は所得金額が480,000円以下であるため、世帯の所得金額に合計しない。
- ・祖父母は令和7年1月1日時点で名古屋市に居ないため、また、父は子と住所が異なるため、1月1日に住民票がある自治体が発行する総所得金額のわかる証明書をもらう必要がある。

所得	父	母	祖父	祖母	児童生徒本人	合計
所得金額	3,000,000	450,000	2,000,000	0	—	5,450,000
審査に用いる 所得金額	↓ -10万 2,900,000	扶養内のため 0	↓ -10万 1,900,000	0	—	4,800,000

以上より、〈例〉の世帯の審査に用いる所得は480万円となります。これは5人世帯の所得基準額の485万円を下回るため、就学援助の認定を受けることができます。

〈例〉



2 認定期間

認定期間は令和8年2月から8月までです。ただし、申請時点で名古屋市にお住まいでも、1月末までに市外に転居される方は対象外となります。また、2月以降に市外に転居されるなど、名古屋市立小学校に入学されない場合、認定期間は3月までとなります。

3 注意事項・その他

- ①申請日時点で居住する学区の学校に申請してください。また、入学準備金の支給を受けられた後に市外に転居等された場合、名古屋市から支給した旨を転居先自治体等に通知します。(二重に受給することはできません。)
- ②就学援助に関する情報は、個人情報のため、他人に知られることのないように配慮します。
- ③申請内容に修正や誤りが判明し、認定要件を満たさなくなった場合は認定を取り消すことがあります。申請内容に疑義がある場合、事情を確認することや、職権で世帯状況や所得等の確認をすることがあります。
- ④**就学援助の認定中に世帯状況が変わる場合(保護者変更、再婚、転居、祖父母と同居、世帯員の増加等)は、必ず、すみやかに学校へご連絡ください。**再婚等により世帯に新たな構成員が加わった場合、一旦就学援助の支給を停止します。引き続き就学援助を希望する場合は、新しい世帯構成で再申請していただきます。なお、離婚等により世帯の構成員が減った場合については、就学援助の支給を引き続き行います。
- ⑤地震や豪雨等で被災されたことを理由に申請する場合の手続きについては、学校へご相談ください。
- ⑥令和8年4月～8月の認定・支給については、令和8年度予算の成立を前提にしています。状況によっては、この案内のとおり認定・支給されないことがありますのでご注意ください。
- ⑦今回、申請書下段の情報閲覧・確認にかかる同意をいただくことで、来年度以降の自動継続審査時も同意しているものとみなします。



4 支給内容及び支給時期（令和7年9月時点での予定）

項 目	金 額	支給日
入学準備金	57,060円	令和8年2月25日頃 ※令和8年2月2日までに手続きが完了した方に限ります。 入学後に申請された場合、6月1日頃に支給します。
学用品費等	1学期分:5,670円 2学期分:4,320円 3学期分:3,240円	1学期分:令和8年6月1日頃 2学期分:令和8年10月26日頃 3学期分:令和9年1月25日頃
オンライン 学習通信費	1学期分:6,250円 2学期分:5,000円 3学期分:3,750円	お子さんが通学している学校でタブレット端末を活用した家庭学習の開始後。
学校給食費	実費額	学校長から給食実施機関に支払います。 (保護者には支給されません。)
通学交通費	実費額	特別な教育的配慮により、小学校4km以上・中学校6km以上の通学距離がある学校へ、公共交通機関を利用して通学する児童生徒に実費を支給(特別支援学級への通学については、通学距離を問いません。) 支給月は7月、10月、1月
学校病医療費	実費額	学校の指示で治療した学校病*の治療費を、学校長から医療機関に支払い(保護者には支給されません)。※トラコーマ、結膜炎、中耳炎、慢性副鼻腔炎、むし歯、アデノイド、寄生虫病、特定の皮膚病
学校生活管理 指導表文書費	実費額 (上限3,000円)	食物アレルギー、心臓・腎臓関連の疾患に関して医師が作成する学校生活管理指導表の文書料を支給。医療機関の領収書が必要。4、5月分は6/25頃、その他の月は翌月25日頃支給

※学用品費等とオンライン学習通信費は、学期途中で認定された場合は金額の一部が支給されます。

※オンライン学習通信費は、お子さんの通っている学校で、タブレット端末を活用した家庭学習を行っていない場合、支給されません。

※入学準備金は、入学前に他市町村から入学準備金を受給されている場合、支給対象外となります。ただし、受給額が本市よりも低額だった場合、その差額を支給します。

※生活保護受給世帯は、**学校病医療費のみ**支給します。その他は生活保護費(教育扶助)に含まれます。

※学校病の治療の際には、必ず「治療明細書」等を事前に学校から受け取り、医療機関へお持ちください。なお、子ども医療証、ひとり親家庭医療証がある場合は、そちらを優先します。

※保護者が口座振替を申し込まれた場合、原則として保護者口座へ直接振り込みます。振込名義は「エンジョナゴヤシ」です。ただし、学校徴収金のうち就学援助の対象のものについて未納が生じた場合、学校に支払う場合があります。

5 提出書類

(1) 就学援助申請書

網掛け部分については必ず記入してください。(P.7参照)

世帯状況欄には、同一世帯の方全員を記入してください。(P.3参照)

申請書の「同意」欄に世帯主が氏名を自署し、審査に必要な情報取得に同意した場合、下記の証明書類の提出は不要です。

※対象のお子さんが2人以上いる方は、お子さんそれぞれについて申請をしてください。

※名古屋市公式ウェブサイトからダウンロードもできます。

※申請書はボールペン等消えないペンで記入をしてください。

(2) 就学援助費口座振替申込書(生活保護法に規定する要保護者の方は提出不要です。)

(3) 証明書類(申請書の「同意欄」に世帯主が自署せず、同意しない場合などに必要)

※不同意の他に、令和7年1月2日以降に名古屋市に転入された場合や所得の申告をされていない場合、お子さんと住所が異なる所に住んでいる場合は、情報取得ができないため、証明書類の提出が必要です。

認定区分	証明書類(「同意欄」に世帯主が自署せず、同意しない場合など)	証明書等発行場所
①	保護受給証明書 又は 保護開始決定通知書	
②	保護決定通知書(【令和6年4月2日以降】の停止・廃止)	
③	児童扶養手当証書(受給期間が【令和6年11月以降】のもの)の写し ※社会福祉事務所長の押印がされたページの写しが必要です。 ※父母のいずれかが重度の障害を有することにより児童扶養手当を受給している場合は、重度の障害を有していることがわかるもの(障害者手帳のコピー等)を添付してください。	区役所民生子ども課 支所区民福祉課 (社会福祉事務所)
④	世帯全員分の総所得金額がわかる証明書(写しも可) ※名古屋市では市民税・県民税・森林環境税証明書になります。 ※令和7年度(令和6年分所得)の証明が必要です。 ※所得税法上扶養されている方や高校生以下の方の分は必要ありません。	市税事務所、区役所・支所の税務窓口

※認定区分①～④については、P.2 1(1)認定区分をご覧ください。

6 提出方法・提出期限

就学時健康診断の際 に申請書を各学校へ提出してください。

就学時健康診断の際に提出できない場合でも、申請は学校で随時受け付けますので、入学予定の小学校に持参してください。ただし、入学前に入学準備金の支給を受けられる方は、**令和8年2月2日(月)**までに申請手続きが完了された方に限ります。(期限までに手続きが完了しなかった場合、入学後に配布するお知らせに従い、申請をお願いします。)

7 審査結果のお知らせ

申請に基づき、教育委員会で就学援助受給資格を審査します。

審査結果は、入学予定の小学校から、原則として住民登録地に郵送(普通郵便)で送付します。

審査の結果、申請書類に不備がある場合も、入学予定の小学校より郵送(普通郵便)でご連絡します。

指示に従い、手続きをしてください。

【就学援助に関するお問い合わせ先】

名古屋市教育委員会学事課(TEL 052-972-3217、FAX 052-972-4175)または 入学予定の小学校

就学援助申請書

(令和8年4月新小学1年生)

(宛先) 名古屋市教育委員会 名古屋市立 _____ 学校長		年 月 日		
下記事項に同意した上、必要書類を添えて就学援助を申請します。 ・審査のため、教育委員会が同居者全員の住民基本台帳および学齢簿情報を閲覧し、必要に応じて世帯状況を調査すること。 ・教育委員会が申請及び審査情報を就学援助の事務処理に活用すること。 ・現に就学援助を受けている者（就学援助の期間が満了する月が8月である者に限る。）が、当該期間中に、就学援助を受けないことを希望する旨を申し出ないときは、継続申請書を提出したものとみなすこと。 ・就学援助の給付の請求及び返納に関する事務を学校長に委任し、請求については委任した事務を復委任すること。 ・口座振替の登録が完了していない場合、就学援助費の領収を学校長に委任すること。 ・学校徴収金が未納の場合、就学援助費の領収及び学校徴収金への充当を学校長に委任すること。 ※名古屋市立学校へ転校した場合、上記の委任行為は転校先の学校長に移ることとします。 申請者(保護者)氏名 (自 署)				
住所	町名、番地・番号、アパート・マンション名、部屋番号 〒 _____ 名古屋市 _____ 区			
世帯状況 (同居者全員及び別居の親権者)	氏 名	続 柄 (児童生徒から見て)	生 年 月 日	職業又は在学学校名・学年
	フリガナ	児童生徒本人	・ ・	名古屋市 _____ 学校 第1学年入学予定 (令和8年4月)
		保護者 続柄 ()	・ ・	
			・ ・	
			・ ・	
			・ ・	
			・ ・	
			・ ・	
			・ ・	
申請項目・理由	(該当する項目の番号を1つだけ○で囲んでください。)			
	1	生活保護を受けている		
	2	生活保護が停止又は廃止された		
	3	児童扶養手当が支給された		
	4	所得が基準額以下である		
	※離婚調停中等で別居かつ生計が別であるため世帯員に含めないなどの事情がある場合は具体的に記入してください。 _____			
同意	就学援助の審査のため、教育委員会が、同居者全員の生活保護情報、児童扶養手当情報及び所得情報を閲覧し、必要な情報を確認すること及び、認定された場合、認定が継続する限り教育委員会がこれらの情報を取得することに同意しますか？			
	○Aを・ つB けの てい くず だれ さか いに	A はい、同意します。 ※下記に世帯主が署名してください↓		
		※申請の際、証明書類は不要です。ただし該当データが取得できない場合は、証明書を提出していただきます（申請項目「4」で申請の場合、令和7年1月1日現在名古屋市に住民登録のなかった方の所得情報については証明書が必要です）。 ※署名がない場合は同意がないものとします。		
		世帯主氏名 (自署) _____ (祖父母等、同居者に住民票上世帯分離している方がいる場合、その世帯の世帯主も署名してください。)		
		世帯主氏名 (自署) _____		
	B いいえ、同意しません。必要な証明書類を添付します。			
備考			認定者番号	

就学援助費 口座振替申込書(新小学1年生用)

年 月 日

名古屋市教育委員会 宛て

保護者	住所	
	氏名	
児 童	氏名	

名古屋市から保護者あて支給される就学援助費について、下記の銀行口座に振り替えてください。

〔 ※ ただし、学校徴収金のうち就学援助の対象となっているものについて未納が生じた場合、学校に支払う場合があります。 〕

金融機関名		銀行コード				
支 店 名		支店 ・ 出張所	支店コード			
預 金 種 別	普通					
口 座 番 号						
口 座 名 義 人						
コウザメイギ						

↑ 左詰に記入し、氏と名の間は1文字あけてください。

〔通帳などのコピーを貼付してください〕